

16 特別支援教育

(1)教育相談窓口

①相談窓口

障害のある子どもの発達や養育・教育に関する相談・援助を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県総合教育センター	320-0002 宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210	028-665-7212
2	宇都宮市教育センター（※）	320-0816 宇都宮市天神1-1-24	028-639-4380	028-639-4390
3	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	028-673-6530
4	特別支援学校	下記の早期教育相談室を参照してください		
5	栃木県連合教育会相談部	320-0066 宇都宮市駒生1-1-6	028-621-7274	028-627-5682

（※）の相談窓口は、宇都宮市在住の方がご利用いただけます。

②早期教育相談室

障害のある乳幼児とその保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた指導や育て方について、相談を行っています。

	実施機関（学校名のみ）	所在地	TEL	FAX
1	県立盲学校	321-0342 宇都宮市福岡町1297	028-652-2331	028-652-4602
2	県立聾学校	320-0072 宇都宮市若草2-3-48	028-622-3910	028-624-6887
3	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2681	028-683-6977
4	県立わかくさ特別支援学校	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
5	県立富屋特別支援学校	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
6	県立富屋特別支援学校鹿沼分校	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
7	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456	028-673-7150
8	県立今市特別支援学校	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
9	県立国分寺特別支援学校	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
10	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
11	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110	0284-91-3660
12	県立足利中央特別支援学校	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
13	県立益子特別支援学校	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
14	県立那須特別支援学校	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
15	県立南那須特別支援学校	321-0532 那須烏山市藤田1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
16	宇都宮大学共同教育学部附属 特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-643-1481	028-627-4561

(2)特別支援学校

①特別支援学校(視覚障害)

県立盲学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・保健理療科）、高等部専攻科（保健理療科・理療科）があり、視覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの視力に応じて、点字や一人ひとりに適した大きさの文字によって学習しています。保健理療科や理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指す生徒が学んでいます。

□県立盲学校 321-0342 宇都宮市福岡町1297 TEL.028-652-2331 FAX.028-652-4602

②特別支援学校(聴覚障害)

県立聾学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・生活技術科・情報機械科）があり、聴覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの聴力に応じて、口話や口話・手話・指文字を併用する同時法など、一人ひとりに適したコミュニケーション手段を使って学習しています。

□県立聾学校 320-0072 宇都宮市若草2-3-48 TEL.028-622-3910 FAX.028-624-6887

③特別支援学校(知的障害)

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校で、卒業後の自立と社会参加を目指し、各教科等の内容を実生活と結び付けながら、具体的な活動を通して学習しています。小学部、中学部、高等部があるとともに、障害の状態により通学が困難な場合には、教師が家庭等に訪問して指導にあたっています。

県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園は、軽度の知的障害の生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校で、職業科（流通・環境コース、食品・福祉コース）を有しています。

	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立富屋特別支援学校 通学圏：宇都宮市	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
2	県立富屋特別支援学校鹿沼分校 通学圏：鹿沼市のうち旧鹿沼市	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
3	県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 通学圏：県内全域	320-8506 宇都宮市京町9-32	028-639-2080	028-639-2083
4	県立今市特別支援学校 通学圏：日光市、塩谷町、鹿沼市（※）	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
5	県立国分寺特別支援学校 通学圏：小山市、下野市、上三川町、野木町	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
6	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市（※）、壬生町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
7	県立足利中央特別支援学校 通学圏：足利市、佐野市	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
8	県立益子特別支援学校 通学圏：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀市	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
9	県立那須特別支援学校 通学圏：大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
10	県立南那須特別支援学校 通学圏：さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂湖市	321-0532 那須烏山市藤田1181-1520	0287-88-7571	0287-88-9867
11	宇都宮大学共同教育学部附属特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-621-3871	028-627-4561

※ 通学圏の詳細については、各学校にお問い合わせください。

④特別支援学校(肢体不自由)

肢体不自由のある児童生徒を対象にした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、自分の力で学校生活が送れるよう、施設や設備に工夫と配慮がなされています。また、わかき特別支援学校は栃木県立リハビリテーションセンターに隣接しており、入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2655	028-683-6977
2	県立わかき特別支援学校 (小学部・中学部のみ設置)	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
3	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市(※)、壬生町、 小山市、下野市、野木町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703

※ 通学圏の詳細については、学校にお問い合わせください。

⑤特別支援学校(病弱)

慢性疾患や身体虚弱などの児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、いずれも病院に隣接し、医療的ケアや入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456 028-673-7150	自治医科大学附属病院内に分教室設置
2	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	獨協医科大学病院内に分教室設置
3	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110 0284-91-3660	

(3)特別支援学級

小・中学校等に設置されている特別支援学級では、障害の程度が比較的軽いお子さんを対象に、障害に応じた指導を行っています。

	障害の種別	学級の名称
1	知的障害	知的障害特別支援学級
2	肢体不自由	肢体不自由特別支援学級
3	病弱・身体虚弱	病弱・身体虚弱特別支援学級
4	視覚障害	弱視特別支援学級
5	聴覚障害	難聴特別支援学級
6	自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害特別支援学級

□問合せ先 各市町教育委員会

(4) 通級による指導

小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障害のあるお子さんを対象とし、大部分の授業を教室で受けながら、一部、障害による学習上は生活上の困難を改善し、又は克服するための指導を特別支援学校の教員が担当します。通級指導教室で行っています。

□問合せ先 小・中学校等：各市町教育委員会、県立高等学校：県教育委員会(特別支援教育課)

